

2024年4月15日

各位

## 遺贈寄付に関する一般社団法人だいたい Team EHIME との協定締結について

株式会社伊予銀行（頭取 三好 賢治）、株式会社愛媛銀行は、愛媛県のスポーツ振興等を担う一般社団法人だいたい Team EHIME（以下、「だいたい Team EHIME」）との間で、お客様の遺産をだいたい Team EHIME に寄付するための協定を締結しますので、下記のとおりお知らせいたします。

高齢化の進行や家族形態の多様化、終活への関心の高まり等を背景に、お客さまから「遺産を地域のために役立てたい」、「遺産をスポーツ振興のために活用してもらいたい」というお申し出を受けることが増加しています。

このような厚意にお応えするため、だいたい Team EHIME と協定を締結し、当行が取り扱う相続関連商品・サービスと連携させることで、遺産を寄付するための新たな仕組みを構築いたしました。例えば、遺言代用信託を活用すれば、銀行にお預けいただいた信託財産を老後資金として活用しつつ、ご相続が発生したときはその全部または一部をだいたい Team EHIME に寄付することが可能となります。

当行は、今後も多様化するお客さまの課題を解決し、豊かな人生の実現をサポートしてまいります。

### 記

#### ○締結式

日時	2024年4月22日（月）	15:30 ~ 16:00
場所	だんだんPARK	
出席者	だいたい Team EHIME	代表理事 永野 能弘
	伊予銀行	常務取締役 徳永 貴司
	愛媛銀行	常務取締役 松木 久和

#### ○相続関連商品・サービス（当行取扱商品）

名称	商品・サービスの概要
遺言代用信託 （まごころレター）	<ul style="list-style-type: none"><li>・お客さまが当行に金銭を信託財産として預け、それを誰に遺すかを生前に決めておくことができる商品です。</li><li>・お客さまが信託財産の全部または一部をだいたい Team EHIME に遺す旨の意思を表示しておくことで、ご相続発生後に当行が信託財産をだいたい Team EHIME にお渡しします。</li></ul>
遺言コンサルティング	<ul style="list-style-type: none"><li>・当行がお客さまの遺言書作成をお手伝いするサービスです。</li><li>・遺言書の中で、だいたい Team EHIME を遺産の全部または一部の受取人として指定しておくことで、ご相続発生後にだいたい Team EHIME に遺産が寄付されます。</li></ul>

以上

【本件に関するお問い合わせ】 伊予銀行 法人コンサルティング部（担当:殿河内・三瀬） TEL (089) 907-1062